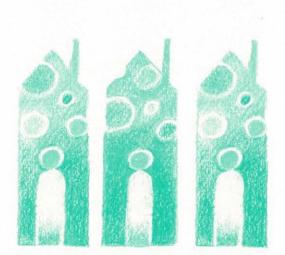


第3章

施策の展開

- 1 施策の方向 I 人権尊重のための男女平等の意識づくり
- 2施策の方向 IIあらゆる分野における女性の活躍の推進
- 3 施策の方向 III 男女が自立し、生活できる社会環境づくり
- 4 計画推進体制の整備
- 5 部課別具体的事業一覧





施策の展開

1 機の加工 人権尊重のための男女平等の意識づくり

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。男女の個人としての尊厳が重んじられ、個人としての能力を発揮する機会が確保されることは、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会の形成につながります。

男女の人権を尊重するとともに、男女が平等でお互いの尊厳を重んじつつ対等な関係づくりを進める上で、重大な人権侵害である女性に対する暴力についても取り組んでいきます。

また、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に対して、男女共同参画の理解を深めることは、今後の社会全体における男女共同参画を進める上で重要です。

施策 1 ・・ 男女平等意識の啓発

施策 2 ・・ 男女平等の視点に立った教育の実践

施策 3 • • • 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策 11・・男女平等意識の啓発

現状と課題

本市では、男女平等推進センターを拠点に講座・講演会の開催、出前講座、啓発情報の提供、市民の自主的活動を通じ、男女平等意識の啓発に努めてきました。

その結果、「市民意識調査」においては、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に同感しない人の割合は、53.4%と初めて半数を超えました。しかしながら、男女の地位の平等感は、「社会の慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体」では『男性の方が優遇されている』と感じている人が7割を超え、不平等感は解消されていません。男女ともに男女共同参画の理解を進め、従来の性別役割分担にとらわれず、自分の人生の選択ができるよう、意識を変革する学習が必要です。

男女共同参画推進のためには、職場、地域、家庭をはじめ、あらゆる分野において固定的性別役割分担意識を解消していくことが、より一層重要であり男女平等の基本です。

この固定的性別役割分担意識は、性別、年代別による差が見られることから、対象に応じて生活の実情に合わせたきめ細かな啓発を積極的に行うことで、効果的に意識改革を促していく必要があります。加えて、市民、地域活動団体などと連携して、それぞれが抱える課題に男女共同参画の視点をとりこむことで、課題解決につながる事業の取り組みも必要です。

この意識は、社会的・文化的に長い時間をかけ形成されてきたものであるために、これを完全になくすことは容易ではありません。あらゆる機会を通じて市民一人ひとりが男女共同参画について理解し、認識を深められるよう働きかけていく必要があります。

また、わが国の男女共同参画に関する取り組みは、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して進められてきており、世界の動きに目を向け、国際社会の課題と取り組みについての理解を深めることも、地域社会での男女共同参画を推進するうえで重要です。

事業の方向性

◇あらゆる教育・学習の場、あらゆる機会に、固定的性別役割分担意識にとらわれることのない男女平等に関する学習や研修が実施されるよう、具体的な支援や助言を行い、地域に根ざした効果的な啓発・広報活動に取り組みます。また、男女共同参画に関する国際的な動向や取り組みについての情報提供や啓発を進めます。



具体的事業

●男女平等の視点に立った情報の収集と提供

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
6	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	各課の刊行物の用語やイラストなどの表現について、市 作成の「表現の手引き」を基に、男女平等の視点に立っ て作成する。		全庁
2	男女平等に関する広報・ 啓発の充実	広報くるめを始め、各種媒体を活用し、固定的性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための啓発を進める。 あらゆる機会をとらえ、女性憲章や男女平等を進める 条例の趣旨の周知・浸透を図る。		男女平等政策課 男女平等推進センター
3	男女平等の視点に立った情報の収集と提供	男女平等問題に関する資料等の収集・提供を行うとともに、男女共同参画週間、久留米女性週間記念事業、女性に対する暴力をなくす運動期間等の男女平等に関する啓発事業と連動させた企画展示を定期的に実施し、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりへ向けた啓発を行う。		男女平等推進センター 中央図書館
4	男女平等に関する調査 研究事業の実施	長期的に取り組むべき課題について、専門家による ワーキンググループを設置し、調査研究を行う。		男女平等推進センター
5	国際理解及び交流と連帯の推進	外国人からの相談や国際的な視点での講座の実施、情報収集・提供などを通して、市民の活動を支援し、国際 理解と交流を深める。		男女平等推進センター

●講座・講演会等による意識啓発

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
6	男女平等意識啓発のための講座等の開催	年齢・性別に関わらず、様々な人に対して、長年すり込まれてきたジェンダーに基づく固定的性別役割分担意識を解消するとともに、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座・講演等を開催し、男女平等への理解を深める。		男女平等推進センター 生涯学習推進課 文化スポーツ課
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識 啓発(男性に対する啓発 の推進)	仕事、家庭生活、地域・個人の生活の調和を図るため、 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座の開催 及び情報提供を行う。(男女共同参画の必要性の理解を 促進し、男性の家庭や地域活動への参画を促進するた めの講座を開催する。)		男女平等推進センター 労政課

●市民との協働による啓発の推進

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
8	久留米女性週間事業の 実施	久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」 等を実施することにより、男女平等意識の浸透を図る。		男女平等政策課 男女平等推進センター 地域振興課
9	男女平等推進市民活動団体への支援と連携	男女共同参画社会の実現を目的とする市民の自主的活動を支援するとともに、連携を図る		男女平等政策課 男女平等推進センター
10	人権啓発推進組織等に おける男女平等研修支援	あらゆる機会を利用して男女平等意識の啓発のための 資料の提供、研修を実施する際の啓発・研修講師団講 師あっせん事業制度の案内、利用を促進していく。		人権・同和対策課 人権啓発センター
10	校区等における 男女平等問題学習の実施	校区コミュニティ組織における委嘱学級や研修会、校区人権講座等における男女平等学習への取り組みを促すとともに、その学びが効果的なものとなるよう支援を行う。		人権・同和対策課 男女平等推進センター 生涯学習推進課

施策 2 ・・・ 男女平等の視点に立った教育の実践

現状と課題

誰もが性別にとらわれず、持てる能力を十分発揮し活躍するために、教育が果たす役割は大きいものがあります。

本市では、成長段階に応じた男女共同参画教育を推進するため、小学校低・中・高学年向けと中学校 向けの副読本や小学校 6 年対象と中学校 3 年対象の「男女平等を進める条例」に関するパンフレットを 作成し、授業での活用を促進してきました。

「市民意識調査」を見ると、「学校教育の場」で男女の地位が平等と感じる人の割合は 58.4%で、他の分野と比べると最も高く、唯一5割を超えています。

一方、家庭での子育てに関する固定的性別役割分担意識の解消は進んでおらず、女の子に対して「経済的な自立」と「生活技術 (家事)の習得」を求める割合は、それぞれ6~7割と大きな差は見られないものの、男の子に対して「経済的な自立」を求める割合は9割に上っている一方、生活技術 (家事)の習得を求める割合は5割に達しておらず、女の子と男の子の育て方にはっきりと差があらわれています。

また、学校教育では「働くことや経済的自立についての大切さを教える」「性別にかかわりなく能力をいかせるよう、生活指導や進路指導において配慮する」「互いの性を尊重しあいながら、主体的に生きるための健康や性に関する指導を行う」「家庭科などを通じて、性別にかかわりなく家庭生活に必要な実技を教える」など、キャリア教育や性教育、家庭科教育などの中に、男女平等や男女共同参画の視点を取り入れることが求められています。

子どもは生活のあらゆる場面で様々な価値観を学び身につけていくので、あらゆる教育の場において、 子どもの個性や可能性を性別によって制限してしまうことのないよう、教職員への男女平等に関する意識 啓発や研修を継続し、共通認識を醸成しながら指導に当たることが重要です。

事業の方向性

◇男女が互いの人権を尊重し、人間として平等で対等な立場であるという意識は、幼少期からの男女平等学習によって育まれます。幼児教育・学校教育の場において、社会的・文化的に 形成された性別(ジェンダー)の視点から、男女平等保育・男女共同参画教育を進めます。

具体的事業

●幼児教育・学校教育の場における男女平等教育の実践

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
12	男女平等保育の充実	男女平等保育・教育の視点を基盤にしながら、乳幼児保育・教育に関する研究や広報・啓発、情報提供、相談対応等を行う。		幼児教育研究所
13	保育関係者に対する (含幼稚園関係) 男女平等研修の実施	久留米市保育所連盟研修や幼稚園・認定こども園研修において、男女平等など人権に関する研修を実施する。 また、研修会の報告等をとおして全職員が男女平等に 対する共通認識が持てるよう園内研修等を実施するよ う働きかける。		子ども施設事業課
14	男女共同参画教育の 推進	各学校で作成した男女共同参画推進計画をもとに教育活動全般における男女共同参画教育の推進を図るために、校長会や学校訪問等での指導・助言を行う。併せて各校の教務主任等を対象とした研修会を実施し、学校における男女共同参画教育を進めていくための指導・助言を行う。		学校教育課 教育センター
15	健康教育や性教育の 指導の充実	健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における児童・生徒の発達段階に応じた系統的な授業が行えるよう男女共同参画教育や※セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の視点を踏まえた指導の充実を図る。		学校教育課
16	学校現場における進路指 導・キャリア教育の充実	自己の適性を見いだし、望ましい職業観を育成するための進路指導の一貫として職場体験学習と校内における年次毎のキャリア教育の充実を図る。		学校教育課

※セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と身体の性が一致しない人)の頭文字をとった LGBT など性的少数者のこと。



施策 3・・・女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

セクシュアル・ハラスメント、DV、性暴力、売買春、人身取引、ストーカー行為等女性に対する暴力は、 女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

市民意識調査では、過去5年間に4人に1人がDVを受けたことがあると回答しています。DVを受けた経験がある人のうち、半数近い人は誰にも相談しなかった(できなかった)としています。また、相談先も「友人、知人」「家族、親戚」がほとんどであり、公的機関への相談はわずかです。相談しやすい窓口の整備および窓口に関する情報の周知とともに、相談された人がDVの本質や問題を理解した対応ができるよう、DVについての啓発をより充実させることが必要です。

また、過去5年間にセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があると答えた人は29.4%で、起きた場所は、「職場で」が62.0%と最も高く、次いで「地域で」が28.0%、「スポーツや趣味の活動の場で」が8.1%、「学校で」が7.1%となっています。セクシュアル・ハラスメントは生活の様々な場面で起きています。

本市では、全国に先駆けてDV被害者の相談の負担軽減のための行政手続きにおけるワンストップ・サービスの導入や、関係機関や民間支援団体との連携による被害者支援に一定の成果をあげてきました。引き続き、DV対策基本計画に基づき、より実効性の高い被害者の自立支援の充実に努め、DVの中にいる子どもへの支援や防止対策に取り組むことが重要です。

性暴力被害者については、早期に適切なケアを受けることが心身の回復に有効であることから、被害直後からの相談や必要な支援を総合的に提供することができる体制の充実が求められています。

今後も、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、防犯に関する環境整備、暴力を生まないための予防 教育や暴力を容認しない社会づくりに取り組むとともに、被害者の立場に立った支援の充実など幅広く取り組んでいく必要があります。

事業の方向性

◇DVやセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、 男女共同参画社会づくりを阻害する大きな社会問題です。女性に対する様々な暴力の根絶に 向けた人権意識の啓発や教育をさらに進めるとともに、セーフコミュニティの重点分野である 犯罪・暴力の予防においても、DV防止や性犯罪防止に向けて取り組みの充実を図ります。

具体的事業

●性暴力や性の商品化等の防止

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
17	性暴力防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることの認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会づくりに向けて啓発を行う。また、性的サービス及び性的な行為を文章や写真で表す等の「性の商品化」について、あらゆる人々に対してその防止に向けた啓発を進める。		男女平等推進センター
18	校区コミュニティ組織に おけるセクシュアル・ハ ラスメント防止の啓発	「まちづくり活動の手引き」を活用して、地域コミュニティにおける男女がともに担うまちづくりの重要性の理解を図る。 あわせて、所管課と協力しながら各校区の役員を対象とした男女共同参画の推進やセクシュアル・ハラスメントの防止に関する出前講座の企画などを校区コミュニティ組織の事務局に働きかける。		地域コミュニティ課
19	労働の場におけるセク シュアル・ハラスメント 防止の啓発	企業や労働者を対象にしたセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止セミナーの開催やパンフレットの配布、商工労働ニュースへの記事の掲載等を行う。		労政課
20	防犯に関する環境整備 や情報の提供	セーフコミュニティの重点取り組みである街頭防犯カメラの設置や防犯灯の設置補助といった防犯に関する環境整備を行う。また、性犯罪等の発生状況や防犯に関する情報を市広報紙やセーフコミュニティ通信を通じて提供する。		安全安心推進課

●相談・支援体制の充実

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
21	ドメスティック・バイオ レンス対策の充実	DV 対策基本計画(別冊)に基づき、啓発を含め、被害者への切れ目のない支援に全庁で取り組む。		全庁
22	市職員セクシュアル・ ハラスメント相談体制の 充実	セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた周知 徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組 む。		人事厚生課
23	相談・支援体制の充実	様々な問題を抱える女性からの相談を受け、関係機関 と連携しながら解決に向けた支援を行う。 ・男女平等推進センター相談の充実 ・市民相談における女性相談の充実 ・婦人相談事業の充実		男女平等推進センター 広聴・相談課 家庭子ども相談課
24	性暴力被害者支援体制 の充実	被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、 関係機関・団体と連携して、支援体制の充実を図る。	0	男女平等推進センター
25	学校内におけるハラスメ ント防止体制の充実	各学校のハラスメント防止体制に対する指導・助言を 行うとともに各学校及び市教育委員会に配置している ハラスメント相談員への効果的な研修を行いハラスメ ント防止のための取り組みの充実を図る。		教職員課